

健康診査の結果等情報の取扱い(現状)

令和元年6月5日
第5回健康診査等専門委員会
資料
1-1

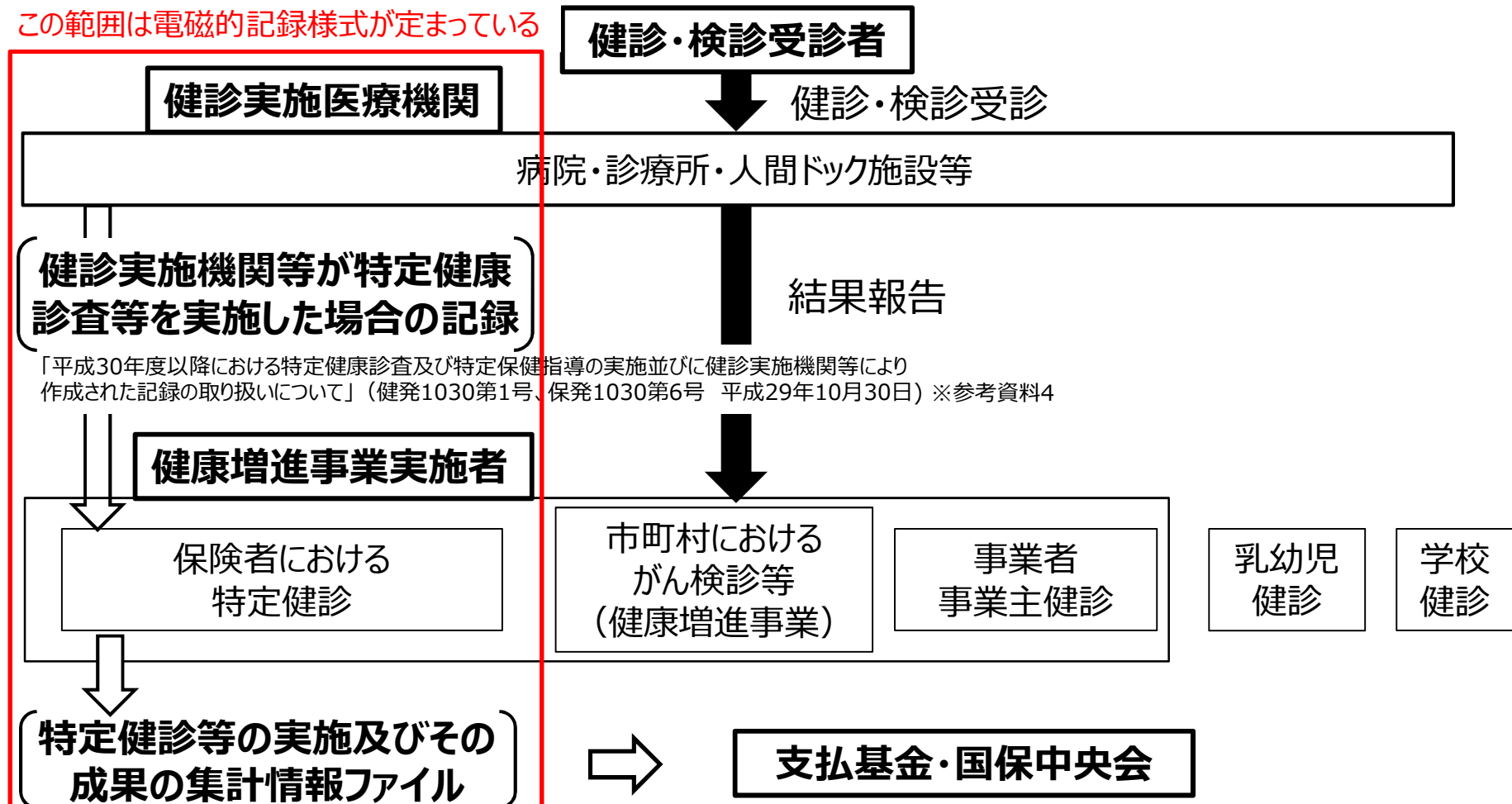
	乳幼児健診	学校健診	事業主健診	特定健診	がん検診	肝炎ウイルス検診	骨粗鬆症検診・ 歯周疾患検診
根拠法律	母子保健法	学校保健安全法	労働安全衛生法	高確法	健康増進法		
実施主体 (データ管理者)	自治体	学校の設置者・学校	事業者	保険者	自治体		
健診機関から実施主体への提供形式の実態	紙	紙 または 電子形式	紙 または 電子形式	紙 または 電子形式	紙 または 電子形式		
保存形式の実態 (特定健診のみ規定)	紙 または 自治体の業務システム	紙 または 電子形式	紙 または 電子形式	電子形式 (規定)	紙 または 自治体の業務システム		
標準様式	有	有	有	有	無		
保存期間	規定なし	5年	5年(一般健診)	5年	5年	規定なし	

注：全ての健診・検診を網羅しているわけではない

保険者等における特定健診及び特定保健指導結果の流れ（現状）

- 健診実施医療機関から保険者に提出する特定健診・特定保健指導結果は、「健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録」において、電磁的記録様式が定められている。
- 保険者は、上記様式の一部を利用する形で、「特定健診等の実施及びその成果の集計情報ファイル」として支払基金・国保中央会に結果を提出している。このため、保険者は、特定健診・特定保健指導について、定められた電磁的記録様式を用いている。

この範囲は電磁的記録様式が定まっている



「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(保発1030第8号 平成29年10月30日) ※参考資料5

標準的な電磁的記録形式について（現状）

- **特定健診を実施する場合には、特定健診等の項目のみならず、その他の健診・検診の項目も含めた標準的な電磁的記録の使用を推奨**

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）」（2018年3月）より抜粋

保険者や健診機関等は、現在、特定健康診査以外の多様な健診を実施しており、特定健康診査以外の検査項目も上乗せし、特定健康診査と同時に実施する 경우가少なからずある。

このような実施形態の場合、特定健康診査の項目のみ標準的なデータファイル仕様にに基づき記録する事ができ、その他の項目は別ファイル（あるいは紙）に記録するしかないということでは、健診機関の業務が煩雑になるだけでなく、記録を受領・管理・分析する保険者にとっても不便である。

以上も踏まえ、特定健康診査の項目以外についても、同時実施時に同じデータファイルに記録できるようにしておく。

- **保険者のみならず事業主においても電子的な標準記録様式による提供も可能な体制を整備**

「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（基発0205第2号 平成30年2月5日）より抜粋

※参考資料6

3. 定期健康診断等の結果の保険者への情報提供の方法等

① 電子的な標準記録様式による提出について

安衛法では、事業者は、電磁的方法による記録の保存を義務付けられていない。他方、高確法及び関係法令では、保険者は、特定健康診査等の結果を電磁的方法により保存しなければならないこと、電磁的方法による記録を作成、保存及び提出できる機関に委託できることとしている。このため、事業者から保険者への健診結果の情報提供にあたっては、保険者と事業者で協議・調整いただき、厚生労働省ホームページで示す電子的な標準記録様式による方法やその他適切な方法により、保存している健診結果の写しを提出いただきたい。

健康診査の結果等に関する情報の保存形式について(課題と論点)

課題

特定健診・特定保健指導以外においては、標準的な電磁的形式が定まっていないことから、健診・検診の検査項目名や単位、入力方法が統一されておらず、また電磁的ではなく紙で保存されている場合もある。



- 転勤や転居などに伴い、他の保険者や事業主と健診結果等情報の引き継ぎを行うのが困難
- 電磁的記録でなく、紙などの場合には、前年の結果との比較などが行いにくく、また電磁的記録に変換して保存するのに手間がかかる。

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」 ※参考資料2

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項より抜粋

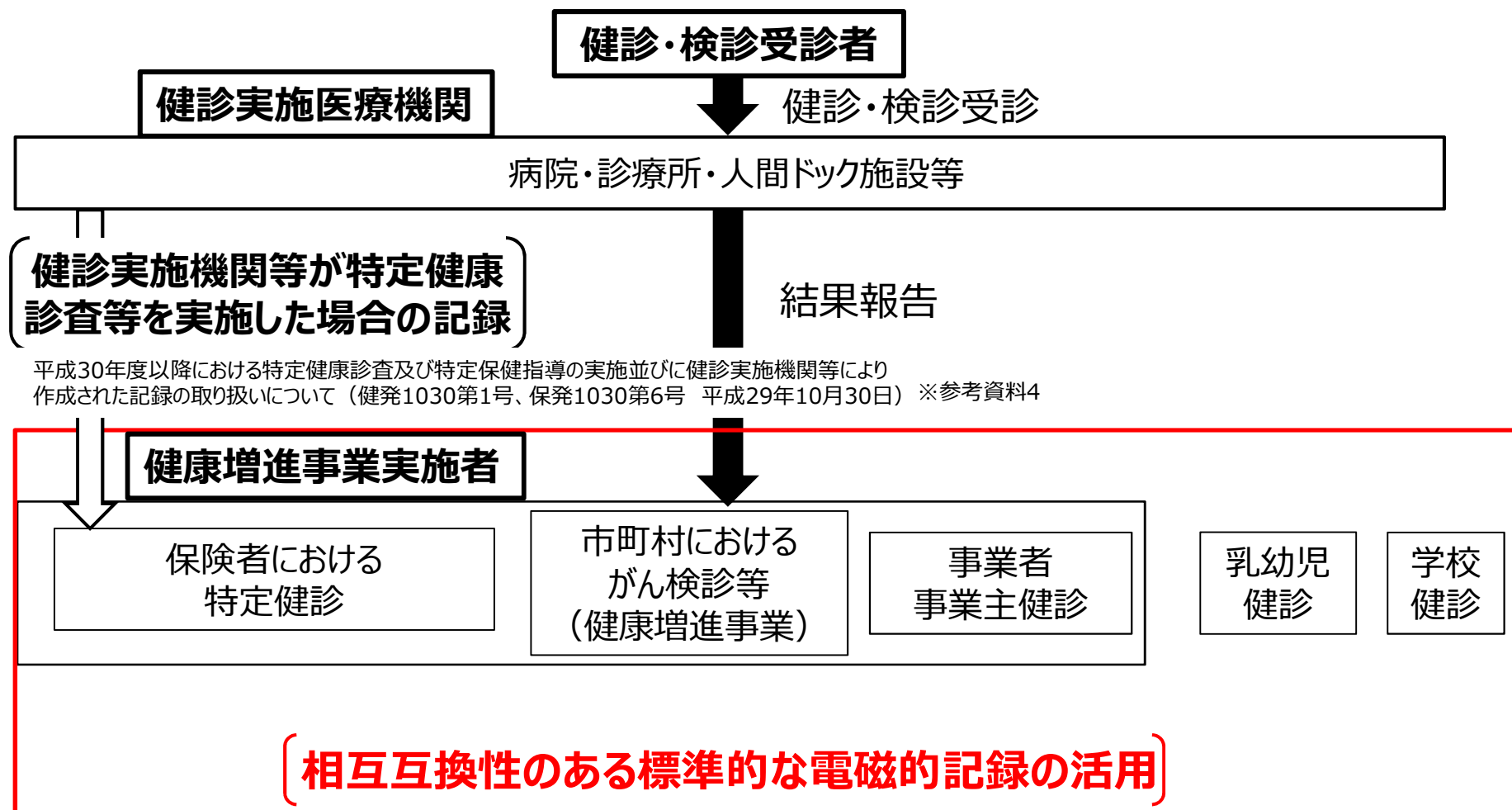
健康増進事業実施者においては、健康診査等情報を継続させていくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、疾病の発症及び重症化の予防の観点から重要であり、生涯にわたる健康の推進に重要な役割を果たすことを認識し、健康増進事業の実施に当たっては、個人情報保護に関する法律（中略）を遵守しつつ、健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましいこと。例えば、健康増進法第六条に掲げる各法律に基づいた制度間において、健康診査の結果の写しの提供が予定されている場合においては、健康診査の結果を標準的な電磁的記録の形式により提供するように努めること、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合には、委託先に対して標準的な電磁的記録の形式による健康診査の結果の提出を要請するように努めること。

検討すべき論点

現在、特定健診・特定保健指導においては標準的な電磁的記録の形式を示しているが、その他の健診・検診についても電子的に提供できるように指針で明確化してはどうか。

すべての健診・検診結果等の流れ（将来像のイメージ）

【参考】



すべての健診・検診における相互互換性のある様式が定まる

将来におけるメリット

- 健康増進事業実施者において、相互互換性のある記録で結果を共有することで、一人当たり、ひとつの電磁的記録にてすべての健診結果を共有、継続が可能となる。